

食品衛生法第十九条第一項に基づく乳及び乳製品並びにこれらを  
主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令について

平成 23 年 6 月 8 日  
消 費 者 庁

標記内閣府令を新たに制定することについて、食品衛生法第 65 条の 2 第 2 項に基づく厚生労働省との協議を終え、制定に当たったの必要な手続きが終わりましたので、報告致します。

なお、常温保存可能品（L L 牛乳）については、第 6 回食品表示部会（平成 22 年 12 月 13 日開催）において、厚生労働省が現行の大臣認定に代えて規格基準を検討している旨説明しましたが、その後の厚生労働省の検討により、規格基準の設定は行わず、これまでどおり個別の大臣認定により対応することとなりました。

このため、現行の乳等省令第 7 条に規定する表示基準を標記内閣府令に新たに制定するに当たって、実質的な変更はなくなりましたので、併せて報告致します。